

三河吉田藩にとっての「新法抜書」

橘 敏 夫

キーワード：新法抜書 三河吉田藩 松平伊豆守家
参勤交代 大奉行 儉約令

要 約：「新法抜書」は、享保10～13年（1725～28）における三河吉田藩の新規立法の抄録である。正徳2年（1712）から吉田藩主になった松平伊豆守家の事情と、江戸幕府の享保改革の影響を「御所替日記」と「信祝座右記 抄」から述べつつ、引米開始の時期を確定したうえで、「新法抜書」の概要を明らかにし、重要政策である大奉行の新設と儉約令について詳論し、すくなくとも藩政の刷新といえる状況があったことを検証した。

はじめに

三河吉田藩主の松平伊豆守家には、「新法抜書 全」と称する藩政史料が残っている⁽¹⁾。半紙二つ折り、表紙墨付共18枚からなり、末尾に藩校時習館教授だった山本恕軒が、嘉永元年（1848）9月12日に写し終わった旨が記されている。

『豊橋市史』史料篇3に収録された際の解説には、「享保十年（一七二五）のころ定められた吉田藩の法規である。／享保十年は、明治維新まで続いた吉田藩主松平家の祖、松平信祝が下総古河から転封して来て間もなく、藩中心得書など新しい定めをつぎつぎにだして、吉田藩の礎を築きあげたのである。その法規が「新法」として、代々筆写され、伝えられたのであろう。」とある。表紙裏に「享保十年乙巳より同十三年戊申迄」とあるように、約4年間の新規法令を集めたものであるが、原著者は不明である。

小稿では、この「新法抜書 全」を手掛か

りに、次に示す視点から検討することにした。第一に、「新法抜書 全」の成立が、享保10年（1725）からの数年間だったことについて、松平伊豆守家からの事情と、江戸幕府が行っていた享保改革との関連で明らかにする。第二に、新法の全体像を内容毎に大別したうえで、重要法令について、その特質を指摘することである。表1に「新法抜書 全」の概要を示した。

「新法抜書 全」は、全46か条を収録する。その際、各法令には「二之丸江御目付泊番初る事」、「御役人判鑑初之事」、「変死之届之始事」のような表題が付されている。この「～初る事」、あるいは「～始事」から、新規立法であることは明白で、これが26か条におよぶ。また「武具方足軽支配替之事」「惣組御足軽減少之事」という表題を有する法令は、従来の制度の変更を示しているという点では、新規立法であろう。後述する「御儉約触之事」についても、これまでの華美を戒め、新たな生活態度を要求するという観点からす

表1 「新法拔書 全」の概要

No.	日	付	内 容
1	享保10年	4月 6日	二之丸江御目付泊番初る事
2		5月 13日	御役人判鑑之初之事
3		7月 6日	変死之届之始事
4		9月 6日	病氣引込状ニ誓言除、附一日断之初之事
5	享保11年	2月	小馬印之初之事
6		6月 6日	誓詞之節麻上下着用初之事
7		7月 9日	大奉行始之事
8		7月 10日	勘定目録御判頂戴麻上下着用初之事
9		7月 20日	烈居之順定リ之事
10		7月 22日	御城番組頭初之事
11		8月 19日	御足輕改鉄炮御褒美十動より被下候初之事
12		8月 24日	忌中引込状ニ日数書添候初之事
13		10月 25日	継目之御礼鬨斗目着用初之事
14		12月 11日	町在久離帳初之事
15		12月 25日	欠落者届ニ印形為仕候初之事
16		12月	誤証文相止候初之事
17	享保12年	6月 23日	吟味役之者悴御中小性ニ不被召出初之事
18		7月 朔日	坊主足輕唱様之事
19		7月 2日	勘定人唱初之事
20		7月 2日	本組御足輕飛脚ニ出候初之事
21		7月 2日	御年寄衆御用番座初之事
22		7月 3日	御年寄衆二之丸退去之節表方詰合対面之事
23		7月 3日	御取立者有之節之式初事
24		7月 3日	御医師月次等御礼席之事
25		7月 11日	御勘定奉行始之事
26		7月 25日	御足輕鉄炮動并時斗定初之事
27		8月 27日	初納米神献初之事
28		8月 28日	連名之事
29		9月 11日	武具方足輕支配替之事
30		9月 20日	外様之者御近習を名代ニ不成初之事
34		9月 21日	弓分帳中リ外れ御定之事
35		10月 15日	雪駄之事
36		11月 10日	喧嘩之節御奏者番出合之事
37		11月 11日	上リ畑屋敷掛リ世話初之事
38		11月 11日	引込候者近所騒動立合届之事
39		11月 20日	御儉約触之事
40		(同日カ)	百石取御役人江御中間御貸被成候事
41		(同日カ)	火之廻御馬廻若党相止候始之事
42		11月 24日	御直参之子又者江縁談養子停止之事
43	享保13年	2月 12日	御在城中町在書付奉行添書不及事
44		2月 25日	惣組御足輕減少之事
45		2月	御通出役馬為率候事
46		8月 2日	御役中俵切米之事

出典「新法拔書 全」「豊橋市史」史料篇3（豊橋市役所、昭和37年）175～198頁。
作表の際に、行頭の「●」は省略し、日付が前後する場合は、入れ替えた。

れば、新規立法とみなすことに支障はないであらう。こうしたことから「新法拔書 全」

は文字通り新規立法を集成したものといえよう。

1 松平伊豆守家

『大河内家譜』や『寛政重修諸家譜』によれば⁽²⁾、松平伊豆守家は遠祖を源頼政とする。治承4年(1180)の宇治川の合戦で頼政と次男兼綱が戦死したとき、兼綱の子顕綱は逃れて三河国額田郡大河内郷に来住し、大河内源太と名乗り、足利氏に仕えたという。これが姓を大河内とするきっかけであろう。このうち大河内氏は三河国に勢力を張り、諸流に分かれたが、その中のひとつ臥蝶大河内氏は、三河国幡豆郡に住し、寺津城に拠ったようである。

臥蝶大河内氏の11代秀綱は、吉良氏に仕えたが、同氏の家臣との対立から伊奈忠次の許に身を寄せたのがきっかけで徳川家康に仕え、遠江国山名郡内に領地を与えられた。家康の関東移封の際にはこれに従い、武蔵国高麗郡で710石を与えられた。

秀綱の次男正綱は、天正15年(1587)に家康の命で、長沢松平家の松平正次の養子となった。正綱は文禄元年(1592)から家康に近侍し、隠居後の駿府政権下でも同様であった。正綱は財政能力を発揮し、勘定頭として初期の幕政をリードした。特に、日光と箱根の植林は著名である。俸禄は当初、380石であったが、2万2千石余に累進した。

松平伊豆守家の藩祖信綱は、正綱の兄久綱の子で、叔父正綱の養子となった。慶長9年(1604)7月、後に3代将軍となる家光が誕生すると、その小姓となった。これが松平伊豆守家の躍進のきっかけである。元和9年(1623)に家光が将軍になると、信綱は小姓組番頭となり、従五位下伊豆守に任ぜられた。寛永9年(1623)に老中に準じ、翌年には正規の老中となった。俸禄は最初の3人扶持から度々加増され、寛永4年に1万石の大名となったあと、同10年に武蔵国忍城主3万石、同16年には同国川越城主6万石、さらに正保4年(1647)には7万5千石になった。

幕藩体制の確立期である寛永年間から信綱には様々な事績があり、その才気煥発ぶりは「智恵伊豆」と称された。軍事面では寛永15年(1638)の島原の乱において、幕府軍の総指揮官として鎮圧に成功した。家光の死去後には、4代将軍家綱の補佐に当たり、亡くなる寛文2年(1662)まで老中職にあった。

信綱の跡は、輝綱が継いだ。輝綱は元和元年に生まれ、寛永12年には従五位下甲斐守となった。島原の乱に父信綱と共に参陣し、承応元年(1652)頃からは、父の代理をつとめることが多かった。家督を継いだ寛文2年4月には43歳で、9年後の同11年12月に亡くなった。父と異なり、政治向きには殆ど関与することがなかった。

輝綱の跡は、信輝が継いだ。信輝は万治元年(1660)の生まれ、家督を継いだ寛文12年には13歳で、同年従五位下伊豆守となった。元禄7年(1694)正月、城地を川越から下総国古河に移された。同11年頃から健康が勝れなかったようで、同年3月には伊豆国熱海に湯治に出掛けている。以後、健康上の理由で、参勤交代の度ごとに日程の変更がある。宝永6年(1709)6月、病身を理由に50歳で隠居し、信祝に跡を譲った。隠居後の信輝は宗見と号した。享保6年(1721)3月、筋違橋門内の上屋敷が類焼すると、谷中の下屋敷に移り、同10年6月18日に66歳で亡くなった。

信輝の隠居により、跡を継いだ信祝は天和3年(1683)の生まれ、元禄10年12月、15歳で従五位下甲斐守となった。27歳で古河城主となって伊豆守と称し、正徳2年(1712)7月12日に牧野成典と交代で三河国吉田に入ることになった。「御所替日記」によれば、この間の手続きは次の通りであった⁽³⁾。

正徳2年7月2日、3月12日から在城中であった古河藩主松平信祝に対し、来たる10日までに「其方事、御用之儀有之候間、可致参府」旨の老中奉書が発せられた。老中奉書は老中の一人、阿部正喬の用人から古河藩の留

(4)

三河吉田藩にとっての「新法抜書」

守居に手交された。この際、両者の間で国元へ飛脚を出すことについて了解に達した。

上屋敷に戻った留守居は、隠居の「宗見様江早速御奉書指上之」た。宗見が「御内見被遊」れたのち、「宗見様・奥様之御伝言」と一緒に古河へ送られ、翌3日暁に到着した。直ちに古河から同日付の口上書と「宗見様、且又奥様江御返答」が江戸に届けられた。老中阿部正喬の用人に提出する口上書の内容は「伊豆守儀、古河五日発足仕候、平生者致一宿候得共、御用付而致参府候間、日着仕候」であった。留守居が古河からの使者とともに用人と面会すると、「道中御急夜中なと御越被成候に不及、例之通御参府可被成」と指示があり、直ちに古河へ通報した。

江戸からの飛脚は7月4日に到着した。参府は予定通り4日の深夜四ツ半時に古河を出立、5日の五ツ時過ぎに日光道中粕壁宿で小休、さらに八ツ半時に同千住宿で小休み、七ツ半時前に着府した。その後は、関係各所への参府届の提出・挨拶等が続いた。

7月11日の八ツ半時、「御用之儀候間、明十二日五半時可有登城候」との老中奉書が届けられた。翌12日、江戸城において老中列座のなかで、「三州吉田江所替被仰付之旨上意」が伝達された。信祝のほかには、三河国刈谷から下総国古河に入る本多忠良、吉田から日向国延岡に入る牧野成央、延岡から刈谷に入る三浦明敬が同席した。

2 三河吉田藩主松平信祝

正徳2年(1727)9月8日、吉田の請取事務が本格化することをひかえ、「御所替付而拝借金被仰付」れた(表2)。俸禄にしたがい段階的に金額を設定し、知行取・扶持米取・切米取の各層に配慮したうえで、不足のある場合に備え「此以後右拝借にて引立かたき不勝手之面々有之、何茂吟味之上、其族へ内証ニ而尚物成内貸有之」との指示があった⁽⁴⁾。

表2 所替拝借金(正徳2年9月7日)

	俸 禄	拝 借 金	
知	100~50石	13両	
	120~150石	15両	
	170~200石	17両	
	250石	19両	
	300石	21両	
	350石	22両	
	400石	23両	
	450石	24両	
	500石	25両	
	600石	31両	
行	700石	33両	
	1000石以上	35両	
	扶	50人扶持	15両
	持	10~20人扶持	10両
米	8人扶持	5両	
	5人扶持	4両	
	切	俵取	8両
米	10両取	5両	
	5~7両2分	4両	
下付	足軽小頭	1両3分	
	足軽	1両2分	

出典「御所替日記」『豊橋市史』第6巻(豊橋市、昭和51年)490頁。

これは引越準備金である。

吉田請取方の一番立は10月14日、そして五番立の出発日である同月21日、旅費と江戸詰の知行取の貸米について、「路金相止、催合金被仰付之、且又当江戸知行取夏貸米相止、月貸米被仰出之」れた⁽⁵⁾。その詳細は、次の通りである。

覚

- 一催合金百石付老両宛、江戸・吉田共同様に、来已暮より出すへし、十人扶持以上五十俵取迄同前事、
- 一催合江戸詰、且又勤番人相渡候委細別書付之通候事、
- 一江戸詰目付以上百石付而一ヶ月四俵宛、其以下八百石ニ付三俵宛、五十俵

取一ヶ月壹俵宛為飯米、於江戸当霜月より御貸被成、来巳暮吉田にをひて物成高之内ニ而可引取候、年々同前事、一出番之者道中馬錢・旅籠錢并格により駕籠代、人数吟味之上可相渡事、一勤番中飯米数高に応し相渡、物成之節、吉田にをひて可引取事、一路金江戸・吉田共相止候事、一江戸詰之者、夏貸相止メ候事、一代番之者父之知行高催合可相渡候、其内深井用之助三百石分催合可相渡事、以上
右之通被仰出候間、其通可被相心得候、以上、

十月

松平伊豆守家の所替は、最初が武蔵国忍から同国川越、次が同所から下総国古河で、いずれも関東内であった。しかし、今回は三河国吉田という遠隔地であり、これに応じた様々な対策が必要となった⁽⁶⁾。

古河の引渡と吉田の請取に関する事務がすべて終了したのは、11月2日のことであった。松平伊豆守家の吉田支配の開始である。煩雑な事務のなかでも宗門改は重要で、松平伊豆守家では「宗門改吉田表引渡之帳面を以、猶又一町・一村切相改之処、(前吉田藩主、牧野成央)大 学 様にて御改之通無相違」く実施した。家中もその対象となったことは当然であるが、幕府へ提出した証文によれば、「宗見家来」と「私家中」が書き分けられていた⁽⁷⁾。

御証文之留

一切支丹宗門従前々無懈怠、今以相改申候、先年被仰出候御法度書之趣、弥相守、私領中在々所々に至迄遂穿鑿、同氏宗見家来、私家中之者、下々迄是又致僉議候処、不審成者無御座候事、一領中在々所々同氏宗見家来、私家中之者、下々またものに至迄、若此以後不審成者、於有之者、早々可申達事、以上、

正徳二壬辰年十一月廿九日

御名御印判

御書判

(大目付)
横田備中守
(作事奉行)
柳沢備後守

新領主として松平伊豆守家は、家中条目と寺社・町在への申渡書を公布した⁽⁸⁾。このうち家中条目は、法度遵守、公事・訴訟の公平な取扱いと賄賂の禁止、城下町の通行者に対する見物禁止、遠方外出の禁止と家中奉公人の乱暴行為の禁止、住居の保全と修理、防火対策、狩猟の禁止と深酒・殺生鉄炮・博奕の禁止、街道通行時の正確な経費精算、等を命じた。

御家中江

一法度兼而相定候趣弥以堅相守、猥成儀致すましき事、
一諸役人公事訴訟之儀、正路に相計へし、家中并町在より賄賂之品々受用之儀、弥堅禁止すへき事、
一所替何茂物入等有之間、此以後万端つゝまやかにいたし、少の失墜無之様心掛、取続被勤候儀、専要二候事、
一城下町諸家通行之場所に候間、通りの衆中見物として出ましき事、
一兼而定置候通領内たりとも遠方へ相越事、役人之外無用たるへし、子細あら者、支配々々へ相断可任指図、寺社并町在へ振廻等相越候儀、わけなくして無用、寺社・町在へも其趣触置候事、
附、町在之者少も慮外かましき事有之者、密に役人江達すへし、家中・下々かさつ成事あら者、其所より訴出候様に町在へ触置候間、此段下々へ可申含事、
一居宅住あらさゝるやうに心懸へし、若先主居あらし候ハ、相応に連々修理をくハふへき事、
一火之本念入、分限相応に為火消道具を貯へ、屋敷々々に水籠釣置へき事、

一狩猟の事構無之候、しかれ共遠方へ行、其事に耽り、家業忘失すへからさる事、附、猥成遊興酒及沈酔之儀、勿論不可有之、殺生之鉄炮、公儀御法度之事情間、かたく停止之、此等之儀下々迄怠度申含、且又博奕禁止之段きひしく可申付置事、
一勤番として交代の道中万般相慎、下々かさつに無之、馬錢・旅籠錢等廉直に相濟、通行すへき事、
右之通堅可相守者也、
正徳二年十一月

特に注意をひくのが第3条である。古河から吉田への所替による出費を考え、以後は節約を心掛け、無駄を省いて勤役を続けることが第一である、と命じている。

松平信祝が新城主として初めて吉田入りしたのは、正徳3年6月であった。以後、享保14年(1729)2月に遠江国浜松に移るまでの約16年間、吉田藩主であった。この時期の吉田領内は災害と凶作が続き、これにともない年貢の減収と、領民に対する救恤が必然となり、藩財政は悪化した。その一方で、不正事件に関係しての処罰者が家中や村役人から出た。これらについては、『豊橋市史』第2巻に詳しい⁽⁹⁾。筆者も拙稿において、吉田方五ヶ村の地籍地が吉田城下に散在する町裏に対する吉田藩の支配について検討したことがあるので⁽¹⁰⁾、参照されたい。

3 参勤交代の変化と隠居宗見の死

正徳3年(1713)6月に入部した吉田城主松平信祝は、在国中の翌4年4月、東海道の警備という観点から刈谷城主と交代で参勤することを幕府から命ぜられ、同年7月に江戸に下った。以後、6月下旬に吉田に帰り、翌年7月上旬に江戸に向かうことを基本とする参勤交代を行った(表3)。しかし、享保6年(1721)3月3日の火災で筋違橋門内の上

表3 三河吉田藩主松平信祝の参勤交代

年次	江戸		吉田
正徳3年(1713)	6月22日	→	6月28日
〃4年	7月12日	←	7月6日
〃5年	6月19日	→	6月27日
享保元年(1716)	7月12日	←	7月5日
〃2年	6月19日	→	6月25日
〃3年	7月7日	←	7月1日
〃4年	6月21日	→	6月27日
〃5年	7月5日	←	6月27日
〃6年	3月27日	→	4月4日
〃7年	7月1日	←	6月25日
〃8年	3月27日	→	4月5日
〃9年	9月1日	←	8月25日
〃10年	3月26日	→	4月3日
〃11年	9月2日	←	8月25日
〃12年	3月29日	→	4月15日
〃13年	9月7日	←	8月25日

出典『豊橋市史』第2巻(豊橋市、昭和50年)の表56 松平信祝の参勤交代一覧を転載。原史料は「大河内家譜」『豊橋市史』第6巻所収。

屋敷が類焼すると、前述のように隠居宗見は谷中の下屋敷に移り、信祝も同様となった。下屋敷は手狭だったようで、信祝の「妻并嫡男泉四郎暫居于輝貞小石川下屋舗、後移谷中下屋舗」という事態に立ち至った。そこで信祝は、「依屋舗類焼、異于例時節」である3月下旬に吉田に向かった⁽¹¹⁾。

この頃江戸幕府は、8代将軍吉宗のもとで享保改革を実行中であった。改革政治の展開で、吉田藩との関係を考慮すると、享保7年7月に発令された上米の制が重要である⁽¹²⁾。これは、幕府財政の窮乏に対する応急措置として、諸藩から上米を高1万石につき米百石ずつ提出させる代わりに、在府期間を一年から半年に短縮するというものであった。

これにともない、享保7年は通例にしたがい7月に江戸に戻った信祝は、翌8年から帰国の時期が3月下旬に早まり、翌年は8月下

旬に江戸に向かった。結局、享保8年からは約一年半を吉田で過ごすことになった。具体的な在国期間は、享保8年4月5日～同9年8月25日、享保10年4月3日～同11年8月25日、享保12年4月15日～同13年8月25日である。これを表1と比較すると、「新法抜書 全」のなかで、4法令〔13～16、以後、表1のNoを示す場合は、この方法による〕だけが在国中の発令ではないことになる。

享保10年4月3日、信祝は吉田に帰国した。同月6日、二之丸に目付が泊番を開始する新法が発令され、「新法抜書 全」には次のように記載された〔1〕⁽¹³⁾。

●二之丸江御目付泊番初る事

享保十乙巳年四月六日被 仰出御書付
奉当番 芥川源五兵衛
目 付 月番 鋤柄孫左衛門
向後壺人宛、昼も不明様ニ只今迄之通罷出、泊番可致候、弓之間之次ニ泊り可申候、玄関向并中小姓共詰所等、諸事猥ニ無之様ニ夜中別而心付可申候、茶部屋向・台所等迄茂、火之元等之儀可申付候、勿論詰所役所之儀、急度何茂相詰候哉、其段不相見ものハ相改、其丈配向江可相断候、

二之丸には、藩の政務をとる政庁と城主の住居からなる表御殿、城主一家の住居である御勝手の2棟の建物があり、弓之間は政庁の中でも大書院に次ぐ広さがあった。この弓之間に付属する部屋を宿泊所にし、政庁内の規律を保とうとしたのであろう。

続けて5月13日には、家中役人の判鑑帳を2部作成して、江戸と吉田で1冊ずつ常備し、印形変更の際に判鑑を更新することが発令された〔2〕⁽¹⁴⁾。

●御役人判鑑之初る事

同五月十三日 月番 石原半兵衛
此度御家中御役人判鑑仕立可申旨被 仰付、式冊仕立、壺冊は江戸表江被遣候、壺冊は拙者共江御預被成候、印形仕替申

候者有之候ハゞ、其段申上、引替可申旨被 仰渡候、

これらの新法に当番・月番として名前がみえるのは、いずれも目付役である⁽¹⁵⁾。後者からは、目付が判鑑帳の管理者であったことが判明する。

「信祝座右記 抄」によれば、享保10年6月16日、隠居宗見の病状が重篤であるとの知らせが吉田に届いた⁽¹⁶⁾。帰国中の信祝は、宗見の実弟高崎城主松平輝貞に参府願いの相談を持ちかける飛脚を出す一方で、家中に参府の用意を命じた。同月20日、「従江戸二日半限り之飛脚、今未中刻到着、御隠居様去十七日之夜八ツ時御逝去」の報告があり、参府は見合わせとなった。

さらにこの日、江戸詰の北原忠兵衛を松平輝貞のもとに派遣し、口上を述べるように指示した⁽¹⁷⁾。それは、はじめに隠居宗見に対する配慮を感謝したうえで、次のように続く。

(前略)

一御病氣之儀、急成事と申、其上御隠シ被成候故、吉田へさへ漸申上候儀ニ御座候、何とそ御機嫌見合、右京大夫様(松平輝貞)へ御対面御座候様ニ可申上と申合、何れも罷在候、吉田よりも私とも了簡と同様ニ御座候、しかれとも御機嫌を見合候内ニ此度之趣にて、吉田にても御残念思召候、

一此度之儀ニ付、彼是爰許御取込之儀御座候、右京大夫様江不依何事了簡ニ不及事は奉伺、得御指図候様こと被仰遣候、

一兼て常々之儀も御了簡ニ不及儀ハ、公儀向によらず、御家中御仕置等之儀迄も御相談可被成と思召候、然れとも、御隠居様江御用向御伺被成候ニ付、折角こなた様へ御相談被成候ても、またまた御隠居様之御了簡と行違ひ候時ハ、却而こなた様にても被遊かたきと思召、御指控被成候、向後ハ不依何事、

(8)

三河吉田藩にとっての「新法抜書」

御了簡二難及儀は、御相談可被成と思召候、無御覆蔵御了簡被仰進候様二思召候、御自分を始、御同役中等、此方之御家老共等へ、無心置被申談候様二と思召候、

すなわち、正確な病状については、宗見自身が隠していたことから突然の悲報になった。輝貞と面会の折にはこの旨を伝え、悲しみは伊豆守家も同様である。死去にともなう手続きで判断できないことは、輝貞の指導を得るように、と命じられた。これまでも幕府に関することから、家中の仕置等にいたる様々な事柄で相談したいと考えてきたが、隠居宗見から指示を得ていたことから、行き違いがあっては迷惑をかけるとして遠慮してきた。今後は判断に迷う場合は相談するので、遠慮なく指示していただきたい。これは信祝だけでなく、家老等の役職者も同様である、というものであった。

以後は、江戸や吉田における葬儀、幕府への服忌の届出、月代の取扱い、領内への普請・鳴物停止等が手配された。

3 「新法抜書」の内容と周辺事情

享保10年（1725）6月27日、松平伊豆守家の菩提寺である野火止平林寺での葬儀が済んだ知らせが吉田に届いた。これで儀式は一区切りとなり、同日に足軽・中間に月代を剃ることが許された。家中小役人以下の者たちは7月朔日、小役人以上家老までは、同月3日から同様となり、鉄炮稽古・水稽古が開始された。加えてこの日には、所替の際の拝借金につき、返済を免除する発令があった⁽¹⁸⁾。

(享保10年7月3日)

同日

一先年所務之節、家中引越金年々上納、相残分此度不残為取之、不及上納之段、一同二為云渡之、いさゝ用部屋留ニ在、

さらに8月9日、「古拝借金」の上納を停止することが発令された⁽¹⁹⁾。既に吉田への

引越金が上納停止になっていることから、これは、古河、遡れば川越在城時代の拝借金であろう。

(享保10年8月9日)

同日

一吉田・江戸古拝借金年々上納来候、残分不残為取之、いさゝ云渡帳ニ在、

これに関連して、同月16日に「江戸納戸ニ有之古拝借上納残、向後不及上納候由」を決定したことが、同月26日になり吉田に通知された⁽²⁰⁾。11月7日には「江戸・吉田家中ニ而借金、当暮返済停止之儀云付、云渡帳ニ在」と⁽²¹⁾、家中に対する救済措置が続けられた。

この間、「新法抜書 全」には、「変死之届之始事」〔3〕、「病氣引込状ニ誓言除、附一日断之初之事」〔4〕があり、結局、享保10年の新法は4か条であった。最初の目付泊番開始令のような職務内容を変更する新法にはこれ以降、「本組御足軽飛脚ニ出候初之事」〔20〕、「喧嘩之節御奏者番出合之事」〔36〕、「上り畑屋敷掛り世話初之事」〔37〕がある。

また、判鑑・変死届・病氣引込状のような書類の記載事項を変更する新法はこれ以降、「忌中引込状ニ日数書添候初之事」〔12〕、「町在久離帳初之事」〔14〕、「欠落者届ニ印形為仕候初之事」〔15〕、「誤証文相止候初之事」〔16〕、「連名之事」〔28〕、「引込候者近所騒動立合届之事」〔38〕、「御在城中町在書付奉行添書不及事」〔43〕がある。

さて享保10年11月9日、俸禄の削減である引米が発令された⁽²²⁾。その比率は、高百石につき15俵引であったが、次のように様々な除外規定があった。

(享保10年11月9日)

同日

一江戸・吉田家中当巳ノ物成、百石ニ付拾五俵引ニ可相渡由、且其外書付之趣、左之通

（ 当年加増三百石之分ハ、引米無之為取之、 関屋衛盛

（ 前々より厄害多く候段聞及候、役儀も勤候ニ付、引米之内半分引為取之候、

松平八右衛門
 旧借も有之由及聞候、役儀も勤候ニ
 付、引米高之内半分引為取之候、
 正木伝右衛門
 兩人儀、不勝手ニ有之由聞及候ニ付、
 引米高之内半分引之為取候、勿論比類
 之不勝手も可有之候へども、常々心
 懸宜候ニ付、右之通候、川野文大夫
 藤井弥大夫
 当年呼出し、初而之物成候間、引米無
 之為取之候、片野作左衛門
 羽山与左衛門

すなわち、関屋には加増分に対する引米は免除、松平には家族人数の多さを勘案して、正木にはこれまでの借金を考慮して、川野と藤井には家計が逼迫しているとして、それぞれに対して引米の5割を免除、さらに片野と羽山は享保10年が初めての俸禄支給であるとして引米を免除した。同様な事例は翌11年12月14日にもあり、三上喜兵衛と遠山平助が「役儀ニ付骨折候ニ付、当年引米之内半分指上ニ不及候」となった⁽²³⁾。

享保11年は2月に「小馬印之初之事」〔5〕、6月に「誓詞之節麻上下着用初之事」〔6〕という新法が発令された。前者は行列の際の馬印の本数、後者は誓詞提出の際の装束についての規定である。こうした役職にともなう格式、さらには同年7月の「烈居之順定り之事」〔9〕のような席次の新法を、身分標識関連法と総称すると、この他に「勘定目録御判頂戴麻上下着用初之事」〔8〕、「継目之御礼鬘斗目着用初之事」〔13〕、「坊主足軽唱様之事」〔18〕、「御医師月次等御礼席之事」〔24〕、「雪駄之事」〔35〕、「御通出役馬為率候事」〔45〕がある。

家中の身分に関係することでは、新規召出・養子の新法として、「吟味役之者忝御中小性ニ不被召出初之事」〔17〕、「御取立者有之節之式初事」〔23〕、「外様之者御近習を名代ニ不成初之事」〔30〕、「御直参之子又者江縁談

養子停止之事」〔42〕がある。

こうしたなか、享保11年7月9日に大奉行が新設された〔7〕⁽²⁴⁾。任命されたのは、享保7年から用人並をつとめていた海法小隼で、小姓頭を兼ね、用人上の格式を与えられ、百石を加増され俸禄は260石となった。

●大奉行始之事

(享保11年7月)
 同月九日

大奉行兼小性頭、格式用人上、百石加増
 海法小隼
 御年寄共詰所江も無遠慮御用相達可申旨被 仰付候、
 御弓之間ニ而壺役壺人御呼出、御年寄衆御烈座、御中老侍座被仰渡候趣、

海法小隼、今度新規ニ大奉行被 仰付候、右役儀は表向・御勝手向、江戸・吉田共ニ一切之御用相勤候、依之御用人、御奏者番、御者頭初、表役之面々、且又町方・地方掛り候役并御勝手役之者等、何も諸事御用向、小隼江承合相勤候様ニ被 仰出候、

後半の諸役人に対する説明によれば、その職務内容は、藩政全般にわたる広範なもので、『豊橋市史』第2巻では「事実上の執政官」と表現している⁽²⁵⁾。

『信祝座右記 抄』によれば、享保10年7月26日には「諸組弓・鉄炮之改、如先規褒美為取之儀、此間云付、今日改済、^(出考)若上角右衛門・海法小隼改之」、同年8月14日には「小普請金等を初、^(寄見法号)神龍院様江指上来候分、向後海法小隼へ相渡可為指出候、小隼不居合時ハ、^(大納戸)斎藤太郎左衛門へ可相渡」とあり、享保11年6月3日に小姓頭用人兼役の和田理兵衛が中老に昇進した際、これまで通り和田は小姓頭と奥向御用をつとめるように命ぜられたが、海法小隼と談合するように指示された⁽²⁶⁾。大奉行就任以前から海法は、期待された人物だったようである。

このほか新設された役職には、城番組頭

[10]、勘定人 [19]、勘定奉行 [25] がある。役職に関することでは、「武器方足軽支配替之事」[29] のような指示系統の変更、「御足軽改鉄炮御褒美十動より被下候初之事」[11]、「御足軽鉄炮動并時斗定初之事」[26]、「弓分帳中り外れ御定之事」[34] のような武芸の技量に対する褒賞規定が新設された。

享保12年11月20日、使用人・馬・衣服・冠婚葬祭等、武士生活全般に対する儉約を命じる新法が発令された [39]⁽²⁷⁾。これには、「百石取御役人江御中間御貸被成候事」[40]「火之廻御馬廻若党相止候始之事」[41] の追加令があり、翌13年2月にも「惣組御足軽減少之事」[44] が命ぜられた。

●御儉約触之事

(享保12年11月)

同廿日老役老人御達左之通

- 一召使男女共ニ当分成丈減少之事、男より女之方別而可成少く、
- 一五百石已下、当分馬持候ニ不及候、
- 一若党召連候者、当分一僕々々召連候者ハ、無僕ニ而も不苦候、
- 一衣服之義、当分絹・紬・木綿、其外可為無用候、但、上下着用之節ハ、只今迄之通可罷出候、古き分ハ不苦候、
- 一熨斗目ハ年始、其外格別之御祝儀等之節計、御目付以上着用可致候、其以下之者ハ不及着用候、七夕・八朔帷子熨斗目ニ可准候、尤御目付已下熨斗目相止候訳ニ而ハ之無候、当分右之通絹・紬・木綿之類も、其相応ニ洗候而成共、勝手宜様ニ用可申候、但、公儀立候儀有之節ハ、只今之通可相心得候、
- 一妻子并又者等之衣類ハ右ニ准、随分廉相可致候、
- 一江戸へ罷出候節ハ、衣類、召仕等迄只今迄之通相応ニ可被致候、
- 一婚礼・仏事等之儀、是又軽く致し、婚姻之寄合、仏事之斎、非時等ニ付而集候義、大勢ハ無用候、
- 一振舞之儀、菜数一汁一菜、香物、肴一

- 種たるべく候、吸物ハ其時々之様子次第可致候、斎非時も右ニ准可申候、
- 一傍輩共出合之儀、当分無用可致候、然共諸芸稽古之為集候儀は格別ニ候、したゝめの儀、宿ニ而致可相越候、若稽古品ニ寄、長座ニ成候儀有之候ハ、弁当たるべく候、若前より長座ニ可有之儀相知れ候ハ、相弟子共寄合ニ何ニ而も給、稽古可致候、
- 一御役柄にて同役御寄合之儀ハ、只今迄之通心得可申候、
- 一吉凶ニ付而、自分書状江戸・吉田取かわしに不及候、勿論祝儀物之贈、常々之音信向共ニ相止可申候、軽き樹木、畑物等ニ至迄、取やり無用ニ候、
- 一御預馬、当分御預不被成候間、御馬方へ相渡、但御留守居共ハ、只今迄之通可致候、其外御預り馬有之分ハ、御用ハ勿論、表立候他行之節は、御厩へ申遣乗出し可申候、
- 一在江戸 公儀立候勤之者は、只今迄之通相心得、其外之者ハ右之趣相心得可申候、
- 一年始・五節句・月次、其外御祝儀事等在之節ハ、只今迄之通衣類心得可申候、平生之衣類も、表立候もの并御近習向ハ、只今迄之通相心得べく候、右者御引米有之内、当分如是候、御引米之儀、急ニハ相止申間敷候間、人々其心得を以、成丈諸事略し候而取続候様ニ可致候、

儉約令とその追加について、その内容を詳細にみることも、ここでは儉約令の最終か条の末尾部分、すなわち「右者御引米有之内、当分如是候、御引米之儀、急ニハ相止申間敷候間、人々其心得を以、成丈諸事略し候而取続候様ニ可致候」が重要であろう。享保10年から開始した引米が当面解除できないので、そのつもりで臨むようにと諭している部分である。

おわりに

以上、「新法抜書 全」について、松平伊豆守家の事情と幕府の享保改革、特に囲米の制により在国期間が延長されたことを述べたうえで、新規立法の概要を示し、そのなかで注目すべき新法について検討した。要約と課題をもって結びとしたい。

藩祖信綱の功績が絶大であった松平伊豆守家では、続く輝綱・信輝と幕府の要職に就くことがなかった。このこと自体は、時の幕閣の構成や本人の健康状態に左右されることであろう。ただ、家という側面からみると、信輝が隠居し、信祝が跡を継いだことが初めての経験であった。隠居の理由は、既述の通り病気であろう。『大河内家譜』には「就病身如願隠居」とある⁽²⁸⁾。

一方これには、元禄6年(1693)から5代將軍綱吉の側用人となり、同じ側用人の柳沢吉保の副として活動した実弟の松平輝貞との関連を指摘することがある⁽²⁹⁾。実際、綱吉が輝貞邸を訪問した際、信輝も拝謁することが重なった⁽³⁰⁾。

しかしここでは、信輝が隠居後も政治に深く関わっていたことを重視したい。信祝が古河在国中は、老中奉書を最初に見て、使者に信祝宛の伝言を託した。吉田入封時の宗門改証文には、「宗見家来」という表現で、隠居である宗見(信輝の号)に対し、一定数の家中が配属されていた。宗見死去後に松平輝貞に宛てた口上では、対幕府である「公儀向」と「御家中御仕置」について、常に宗見から意見を求めていた。これらから上記の指摘は確実であろう。

三河国吉田への所替は、松平伊豆守家の財政、すなわち吉田藩の財政難を加速させたであろう。その対策が、所替拝借金であり、旅費などの催合金、さらには吉田入封時の家中条目、特に第3条で示された「万端つゝまやかにいたし、少の失墜無之様」とする心構え

であった。

その後、所替拝借金を含む家中の各種拝借金は、新法が発令される過程で返済が免除となった。その反面、引米が実施された。これまで、吉田藩の引米開始時期については、はっきりしないとされてきたが⁽³¹⁾、享保10年11月9日から開始され、その基準は百石につき15俵引であった。しかし画一的な適用ではなく、加増分を除外する等、個人の事情を勘案した寛容なものであった。

囲米の制による在国期間の延長による藩政の本格化、隠居の死去による制約の消滅は、新法を制定するには、丁度いい条件が揃ったと言っているかもしれない。勿論、期間延長がなくとも、国元と江戸との間は日常的に情報を交換していただろう。しかし、藩主の指示が直接得られ、藩主自身が申渡の場に立ち会うことが、特に新法の場合、家中の抵抗感を緩和するであろう。また、有益な意見が得られる場合があるとしても、隠居と現藩主の考えの食い違いに対する心配がないのは、安心して新法に取り組めるだろう。実際、新法の殆どは、在国期間中に発令されたし、それは隠居の死後に集中的に実行されたのである。引米の開始も該当する。

新法は、その内容からある程度のまとまりがあり、職務内容の変更、書類の記載事項変更、身分標識関連、役職の新設や支配替・褒賞規定、俸約令にまとめられる。ここでは大奉行の新設と俸約令についてだけ触れておく。

大奉行に任命された海法小隼は、新規に召出された人物のようで、享保7年から用人並をつとめていた⁽³²⁾。信祝が新たな人材を登用して、藩政に活用しようとしたのであろう。

任命後、享保11年7月19日の「近習・中小姓共水稽古」を検分し、同月21日の「足軽共鉄炮改」は前年7月26日の「初例之通立合」だった。さらに8月9日「去五日牛川原にて足並為務に出候もの」に対する「料理為給之」の

際には、家中26名中の筆頭に名を連ねた。この年、藩主信祝は参勤することになっており、海法は同行して出府した⁽³³⁾。これらは職務の一部である。さらなる実態解明が必要であろう。

ちなみに海法は、松平伊豆守家の浜松在城時代の享保15年に中老、同18年には家老へと昇進する。

儉約令とその追加法は、財政が窮迫している際の常套手段である。開始した引米が継続することを想定し、努力目標を設定したというべきであろう。引米が画一的に適用されないことから、これがこの時点における吉田藩の認識だったのであろう。

享保10～13年の約4年間、幕府の享保改革による藩主の在国期間の延長と、前藩主の死去という偶然とを、好機と捉えた新規立法は、藩政改革とはいえないまでも、藩政の刷新ということは可能であろう。「新法抜書全」はその内容が職制に重点があるが、「信祝座右記抄」からは、同時期に酒・油・糶運上の開始(享保10年7月5日)、出火元の寺入制限令(翌11年2月5日)、町在からの社寺参詣の届出義務化(同年4月21日)が判明するので⁽³⁴⁾、藩政全般の見直しは確実であろう。

しかし松平伊豆守家には、こうした「新法抜書全」の内容を藩政に十分反映させる時間が与えられなかったようである。藩主松平信祝が享保14年2月2日に大坂城代に任ぜられ、同月15日に遠江国浜松への所替を命ぜられたからである。

註

(1)「新法抜書全」『豊橋市史』史料篇3(豊橋市役所、昭和37年)175～198頁。引用した解説文中の「/」は改行を示す。以下、史料引用の場合を除き、本文中に新法の名称を記す場合は、行頭の「●」を省略した。

(2)「大河内家譜」『豊橋市史』第6巻(豊橋市、昭和51年)554～642頁、『新訂 寛政重修諸家譜』第4(続群書類従完成会、昭和59年)401～409頁。
 (3)「御所替日記」『豊橋市史』第6巻415～427頁。
 (4)同上490頁。
 (5)同上524～526頁。
 (6)引越のために通日雇人足の請負商人と契約したことについては、市川寛明氏の研究に詳しい(同氏「江戸における人宿の生成と発展－六組飛脚屋仲間米屋田中家を事例に－」『東京都江戸東京博物館研究報告』第7号、2001年)。
 (7)「御所替日記」『豊橋市史』第6巻541頁。
 (8)同上526～529頁。
 (9)『豊橋市史』第2巻(豊橋市、昭和50年)328～330頁。
 (10)拙稿「享保期における三河吉田藩の町裏支配」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第64輯(愛知大学、2019年)所収。
 (11)「大河内家譜」『豊橋市史』第6巻627頁。
 (12)『御触書寛保集成』1077号(岩波書店、昭和33年)。
 (13)「新法抜書全」『豊橋市史』史料篇3、179頁。
 (14)同上。
 (15)「従古代役人以上寄帳」『豊橋市史』第6巻840頁。
 (16)葬儀等に関する一連の動向については、特に断らない限り、「信祝座右記抄」『豊橋市史』第6巻928～936頁。
 (17)同上932～933頁。
 (18)同上936頁。
 (19)同上941頁。
 (20)同上945頁。
 (21)同上948～949頁。
 (22)同上949頁。
 (23)同上975頁。
 (24)「新法抜書全」『豊橋市史』史料篇3、183～184頁。「信祝座右記抄」によると、大奉行の創設は7月9日。諸役人への説明は翌10日である(『豊橋市史』第6巻966～967頁)。
 (25)『豊橋市史』第2巻453～454頁。
 (26)「信祝座右記抄」『豊橋市史』第6巻939・942・963頁。
 (27)「新法抜書全」『豊橋市史』史料篇3、192～194頁。
 (28)「大河内家譜」『豊橋市史』第6巻619頁。
 (29)大口喜六『国史上より観たる豊橋地方』(豊橋史談刊行会、昭和12年)524頁。

- (30) 一例を挙げれば、元禄8年5月10日（「大河内家譜」『豊橋市史』第6巻614頁）。
- (31) 『豊橋市史』第2巻1054頁。
- (32) 海法小隼の職歴については、「従古代役人以上寄帳」『豊橋市史』第6巻762・766・773頁。
- (33) 「信祝座右記 抄」『豊橋市史』第6巻968・970・974頁。このほか、奥村権蔵が三之丸蔵で勤めるように命ぜられた際、海法に問い合わせるように指示された（同971頁）。
- (34) 同上937・955・960頁。

